

○和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則

平成28年12月15日

規則第95号

改正 平成30年10月1日規則第87号

令和元年8月1日規則第22号

令和3年4月1日規則第55号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定予防給付型訪問サービス（第4条—第42条の2）
- 第3章 指定生活支援型訪問サービス（第43条—第46条）
- 第4章 指定予防給付型通所サービス（第47条—第65条）
- 第5章 指定短時間型通所サービス（第66条—第70条）
- 第6章 第1号介護予防支援事業（第71条—第92条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに同号ニに規定する第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 指定予防給付型訪問サービス 第1号訪問事業であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するものをいう。
- （2） 指定生活支援型訪問サービス 第1号訪問事業であって、指定予防給付型訪問サービスの基準を緩和したものをいう。
- （3） 指定予防給付型通所サービス 第1号通所事業であって、省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するものをいう。
- （4） 指定短時間型通所サービス 第1号通所事業であって、指定予防給付型通所サービスの基準を緩和したものをいう。
- （5） 介護予防ケアマネジメント 第1号介護予防支援事業において、居宅要支援被保険者等（省令第140

条の6 2の4各号に掲げる被保険者をいう。以下同じ。)の心身の状況、家族構成、社会参加等の状況に関する情報を整理し、課題分析及びサービス担当者会議(第1号介護予防支援事業者等の職員が介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、当該介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)を経て作成する介護予防のための支援計画をいう。

(6) 第1号介護予防支援事業者等 第1号訪問事業又は第1号通所事業の利用者又は利用申込者に係る第1号介護予防支援事業(当該利用者又は利用申込者が居宅要支援被保険者等である場合に限る。)又は介護予防支援事業(当該利用者又は利用申込者が居宅要支援被保険者である場合に限る。)を行う者をいう。

(7) 利用料 第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(8) 第1号事業支給費用基準額 指定予防給付型訪問サービス及び指定予防給付型通所サービスにあっては和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則(平成28年規則第94号)第3条第1項から第6項までの規定により算定された額、指定生活支援型訪問サービスにあっては同条第7項の規定により算定された額、指定短時間型通所サービスにあっては同条第8項の規定により算定された額をいう。

(9) 法定代理受領サービス 法第115条の4 5の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり第1号事業を行う者に支払われる場合における当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。

(10) 常勤換算方法 事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(文書の提出等)

第3条 市長は、第1号事業に関して必要があると認めるときは、第1号事業を利用する者、第1号事業の実施を担当する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

第2章 指定予防給付型訪問サービス

(第1号訪問事業の基本方針)

第4条 第1号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態若しくは虚弱状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 第1号訪問事業を行う者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 3 第1号訪問事業を行う者は、その事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、本市、他の訪問サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 第1号訪問事業を行う者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 第1号訪問事業を行う者は、訪問サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定予防給付型訪問サービスの事業を行う者（以下「指定予防給付型訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定予防給付型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定予防給付型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する養成研修修了者をいう。以下この章及び第43条において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定予防給付型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型訪問サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていると市長が認める場合にあっては、当該事業所における指定予防給付型訪問サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、当該月の前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であって、専ら指定予防給付型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定予防給付型訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効果的に行われていると市長が認める場合にあっては、当該指定予防給付型訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とするこ

とができる。

6 指定予防給付型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていると市長が認める場合にあっては、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

7 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービスの事業を行う者（第3章において「指定生活支援型訪問サービス事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型訪問サービスの事業と指定生活支援型訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されていると市長が認める場合にあっては、第1項から第5項までに規定する基準を満たした上で、第43条第1項及び第2項に規定する基準を満たさなければならない。

（管理者）

第6条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定予防給付型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第7条 指定予防給付型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定予防給付型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていると市長が認める場合にあっては、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（当該指定予防給付型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定予防給付型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定予防給付型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定予防給付型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる記録用の媒体に記録する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定予防給付型訪問サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その使用する電磁的方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前項の規定による承諾を得た指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、正当な理由なく指定予防給付型訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定予防給付型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る第1号介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の指定予防給付型訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者（省令第140条の62の4第2号に規定する者をいう。以下同じ。）であるかどうかを確認するものとす

る。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定予防給付型訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうか又は第1号事業の対象となるかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合にあっては当該申請が行われるよう必要な援助を行い、当該第1号事業の対象となる場合にあっては第1号事業を利用するための手続を行わなければならない。

- 2 前項に規定する援助又は手続は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに行わなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、第1号介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る第1号介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(第1号介護予防支援事業者等との連携)

第14条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスを提供するに当たっては、第1号介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る第1号介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が居宅要支援被保険者等であって、第1号介護予防支援を受けることにつき、あらかじめ本市に届け出ていることにより、当該指定予防給付型訪問サービスが第1号介護予防支援に係る介護予防ケアマネジメントの対象となっていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防ケアマネジメントの作成を第1号介護予防支援事業者を行う者（以下「第1号介護予防支援事業者」という。）に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、第1号介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が居宅

要支援被保険者であって、指定介護予防支援を受けることにつき、あらかじめ本市に届け出ていないことにより、当該指定予防給付型訪問サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防ケアマネジメント等に沿ったサービスの提供)

第16条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画（既に介護予防サービス計画が作成されている場合に限る。）に沿った指定予防給付型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防ケアマネジメント等の変更の援助)

第17条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る第1号介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスを提供した際には、当該指定予防給付型訪問サービスの提供日及び内容、当該指定予防給付型訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払いを受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定予防給付型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定予防給付型訪問サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定予防給付型訪問サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防給付型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定予防給付型訪問サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定予防給付型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前項に規定する場合に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防給付型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定予防給付型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する本市への通知)

第23条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定予防給付型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって指定予防給付型訪問サービスを受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に指定予防給付型訪問サービスの提供を行っている場合に利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 指定予防給付型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 指定予防給付型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (2)の2 第1号介護予防支援事業者等に対し、指定予防給付型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - (3) サービス担当者会議への出席その他の第1号介護予防支援事業者等及び当該居宅要支援被保険者等が

利用している指定介護予防サービス事業者等との連携に関すること。

- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力又は希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定予防給付型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定予防給付型訪問サービスを提供できるよう、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の訪問介護員等によって指定予防給付型訪問サービスを提供しなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定予防給付型訪問サービス事業者は、適切な指定予防給付型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この章において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第29条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定予防給付型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定予防給付型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定予防給付型訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第30条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所の見やすい場所に、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定予防給付型訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第31条 指定予防給付型訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の従業者であった者が、正当

な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第32条の2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、第1号介護予防支援事業者等の担当職員その他従業者又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(第1号介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第33条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、第1号介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、提供した指定予防給付型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、提供した指定予防給付型訪問サービスに関し、第3条の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 4 指定予防給付型訪問サービス事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 指定予防給付型訪問サービス事業者は、提供した指定予防給付型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定予防給付型訪問サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第35条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定予防給付型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定予防給付型訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定予防給付型訪問サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る第1号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第36条の2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定予防給付型訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定予防給付型訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定予防給付型訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待防止のための研修を定期的
に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第37条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定予防給付型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定予防給付型訪問サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 予防給付型訪問サービス計画

- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第23条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(人権擁護)

第39条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業の利用者の人権を擁護するため、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、従業員に対し、人権擁護に関する研修を実施するよう努めなければならない。

(指定予防給付型訪問サービスの基本取扱方針)

第40条 指定予防給付型訪問サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、自らその提供する指定予防給付型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定予防給付型訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定予防給付型訪問サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定予防給付型訪問サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定予防給付型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した予防給付型訪問サービス計画を作成するものとする。
- (3) 予防給付型訪問サービス計画は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画（既に介護予防サービス計画が作成されている場合に限る。）の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、予防給付型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- (5) サービス提供責任者は、予防給付型訪問サービス計画を作成した際には、当該予防給付型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、予防給付型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、予防給付型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防給付型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアマネジメントを作成した第1号介護予防支援事業者又は介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該予防給付型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防給付型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアマネジメントを作成した第1号介護予防支援事業者又は介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防給付型訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号の規定による予防給付型訪問サービス計画の変更について準用する。

（指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっての留意点）

第42条 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高めるため、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定予防給付型訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、第1号介護予防支援又は介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定予防給付型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定予防給付型訪問サービス事業者は、自立支援の観点から利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族又は地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

（電磁的記録等）

第42条の2 指定予防給付型訪問サービス事業者及び指定予防給付型訪問サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、指定介護予防支援等基準の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者及び指定予防給付型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、指定介護予防支援等基準の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法、その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第3章 指定生活支援型訪問サービス

（従業者の員数）

第43条 指定生活支援型訪問サービス事業者が、その事業を行う事業所（以下「指定生活支援型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（訪問介護員等、介護に関する入門的研修（基礎講座及び入門講座）を修了した者又は市長が別に定める研修を修了した者をいう。以下この章において「指定生活支援型訪問サービス従業者」という。）の員数は、当該事業を行うのに必要と認められる員数とする。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに、指定生活支援型訪問サービス従業者のうち必要と認められる員数の者を訪問事業責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者に準ずる者で、第25条第3項各号に掲げる業務を行うものをいう。）としなければならない。

3 指定生活支援型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定予防給付型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援型訪問サービスの事業と指定訪問介護又は指定予防給付型訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されていると市長が認める場合にあつては、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項まで又は第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たした上で、前2項に規定する基準を満たさなければならない。

（管理者）

第44条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活支援型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（記録の整備）

第45条 指定生活支援型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供に関する次に掲げ

る記録を整備し、当該指定生活支援型訪問サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 生活支援型訪問サービス計画
 - (2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第23条に規定する本市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第46条 第7条から第42条の2まで(第38条を除く。)の規定は、指定生活支援型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第46条において準用する第26条」と、第8条第1項、第18条、第22条、第24条、第25条第3項、第28条、第28条の2第2項、第29条、第30条、第36条の2及び第41条中「訪問介護員等」とあるのは「指定生活支援型訪問サービス従業者」と、第25条及び第41条中「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、第27条中「入浴、排せつ、食事等の介護又は調理」とあるのは「調理」と読み替えるものとする。

第4章 指定予防給付型通所サービス

(第1号通所事業の基本方針)

第47条 第1号通所事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援等を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 第1号通所事業を行う者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 第1号通所事業を行う者は、その事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、本市、他の通所サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 第1号通所事業を行う者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 第1号通所事業を行う者は、通所サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連機関情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第48条 指定予防給付型通所サービスの事業を行う者(以下「指定予防給付型通所サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定予防給付型通所サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「指定予防給付型通所サービス従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる指定予防給付型通所サービス従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 指定予防給付型通所サービスの提供日ごとに、指定予防給付型通所サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定予防給付型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定予防給付型通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上

確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定予防給付型通所サービスの単位ごとに、専ら当該指定予防給付型通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定予防給付型通所サービスの単位ごとに、当該指定予防給付型通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定予防給付型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定予防給付型通所サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定予防給付型通所サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型通所サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）

（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定予防給付型通所サービス又は指定通所介護等の利用者。以下この章において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定予防給付型通所サービス事業所の利用定員（当該指定予防給付型通所サービス事業所において同時に指定予防給付型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定予防給付型通所サービスの単位ごとに、当該指定予防給付型通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定予防給付型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定予防給付型通所サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定予防給付型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定予防給付型通所サービスの単位は、指定予防給付型通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定予防給付型通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定予防給付型通所サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型通所サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていると市長が認める場合にあっては、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 9 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定短時間型通所サービスの事業を行う者（第5章において「指定短時間型通所サービス事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型通所サービスの事業と指定短時間型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、第1項から第7項までに規定する基準を満たした上で、第66条第1項から第3項までに規定する基準を満たさなければならない。

（管理者）

第49条 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定予防給付型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定予防給付型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第50条 指定予防給付型通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定予防給付型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備のうち次の各号に掲げる設備の基準は、当該各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

（1） 食堂及び機能訓練室 次に定める基準

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂が食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練室が機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合に限り、これらを同一の場所とすることができる。

（2） 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら指定予防給付型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定予防給付型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定予防給付型通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定予防給付型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

- 5 指定予防給付型通所サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型通所サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていると市長が認める場合にあつては、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

- 第51条 指定予防給付型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定予防給付型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定予防給付型通所サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定予防給付型通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定予防給付型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防給付型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定予防給付型通所サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定予防給付型通所サービス事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、利用者から次に掲げる費用に係る支払を受けることができる。
- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定予防給付型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。
- 5 指定予防給付型通所サービス事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

- 第51条の2 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、指定予防給付型通所サービス事業所の従業者の管理及び指定予防給付型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、当該指定予防給付型通所サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第52条 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定予防給付型通所サービスの利用定員
- (5) 指定予防給付型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第53条 指定予防給付型通所サービス事業者は、利用者に対し適切な指定予防給付型通所サービスを提供できるよう、指定予防給付型通所サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービス事業所ごとに、当該指定予防給付型通所サービス事業所の従業者によって指定予防給付型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定予防給付型通所サービス事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定予防給付型通所サービス事業者は、適切な指定予防給付型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第54条 指定予防給付型通所サービス事業者は、利用定員を超えて指定予防給付型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第55条 指定予防給付型通所サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要

な訓練を行わなければならない。

2 指定予防給付型通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第56条 指定予防給付型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防給付型通所サービス事業者は、当該指定予防給付型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定予防給付型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定予防給付型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定予防給付型通所サービス事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第56条の2 指定予防給付型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第57条 指定予防給付型通所サービス事業者は、利用者に対する指定予防給付型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る第1号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防給付型通所サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処理について記録しなければならない。

3 指定予防給付型通所サービス事業者は、利用者に対する指定予防給付型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定予防給付型通所サービス事業者は、第50条第4項の指定予防給付型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第58条 指定予防給付型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定予防給付型通所サービス事業者は、利用者に対する指定予防給付型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定予防給付型通所サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 予防給付型通所サービス計画

- (2) 第61条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第61条において準用する第23条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 第61条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(災害対策推進員の配置)

第59条 指定予防給付型通所サービス事業者は、非常災害対策を推進するため、指定予防給付型通所サービス事業所ごとに災害対策推進員を置くよう努めなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第60条 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービス事業の利用者の安全管理対策を推進するため、指定予防給付型通所サービス事業所ごとに安全管理対策推進員を置くよう努めなければならない。

(準用)

第61条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第28条の2、第30条から第35条まで、第36条の2、第37条、第39条及び第42条の2の規定は、指定予防給付型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第52条」と、第8条第1項、第24条、第28条の2第2項、第30条及び第36条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定予防給付型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

(指定予防給付型通所サービスの基本取扱方針)

第62条 指定予防給付型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定予防給付型通所サービス事業者は、自らその提供する指定予防給付型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定予防給付型通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定予防給付型通所サービスの具体的取扱方針)

第63条 指定予防給付型通所サービスの方針は、第47条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針

に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定予防給付型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定予防給付型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した予防給付型通所サービス計画を作成するものとする。
- (3) 予防給付型通所サービス計画は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画（既に介護予防サービス計画が作成されている場合に限る。）の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、予防給付型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、予防給付型通所サービス計画を作成した際には、当該予防給付型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定予防給付型通所サービスの提供に当たっては、予防給付型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定予防給付型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定予防給付型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、予防給付型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防給付型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアマネジメントを作成した第1号介護予防支援事業者又は介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該予防給付型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防給付型通所サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアマネジメントを作成した第1号介護予防支援事業者又は介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防給付型通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号の規定による予防給付型通所サービス計画の変更について準用する。

(指定予防給付型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第64条 指定予防給付型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定予防給付型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、第1号介護予防支援又は介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定予防給付型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定予防給付型通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定予防給付型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第65条 指定予防給付型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っている場合に利用者に病状の急変等が生じたときに備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定予防給付型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定予防給付型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定予防給付型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っている場合においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じたときその他必要なときには、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 指定短時間型通所サービス

(従業者の員数)

第66条 指定短時間型通所サービス事業者が、当該事業を行う事業所（以下「指定短時間型通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「指定短時間型通所サービス従業者」という。）の員数は、指定短時間型通所サービスの単位ごとに、当該指定短時間型通所サービスを提供している時間帯に指定短時間型通所サービス従業者（専ら指定短時間型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定短時間型通所サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人以下の場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数に対して必要と認められる数とする。

- 2 前項の指定短時間型通所サービスの単位は、指定短時間型通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 3 第1項に規定する指定短時間型通所サービス従業者は、指定短時間型通所サービスを提供する時間において常

時1人以上配置しなければならない。

- 4 指定短時間型通所サービス事業者が指定通所介護事業者等又は指定予防給付型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短時間型通所サービスの事業と指定通所介護等又は指定予防給付型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されていると市長が認める場合にあつては、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで若しくは指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで又は第48条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たした上で、前3項に規定する基準を満たさなければならない。

(管理者)

第67条 指定短時間型通所サービス事業者は、指定短時間型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合には、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第68条 指定短時間型通所サービス事業所は、その事業が適切に運営できる広さを有したフロア、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定短時間型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備のうち事業が適切に運営できる広さを有したフロアの面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とし、その事業を提供するのに支障がない広さを確保できるものとする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら指定短時間型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短時間型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定短時間型通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定短時間型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 事業者が指定通所介護事業者等又は指定予防給付型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短時間型通所サービスの事業と指定通所介護等又は指定予防給付型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されていると市長が認める場合にあつては、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで若しくは指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで又は第50条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第69条 指定短時間型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定短時間型通所サービス事業者は、利用者に対する指定短時間型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定短時間型通所サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 短時間型通所サービス計画

- (2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第23条に規定する本市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第57条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第70条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第28条の2、第30条から第35条まで、第36条の2、第37条、第39条、第42条の2、第47条第2項から第5項まで、第51条から第57条まで、第59条、第60条、第62条、第63条、第64条（第2号を除く。）及び第65条の規定は、指定短時間型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第70条において準用する第52条」と、第8条第1項、第24条、第28条の2第2項、第30条及び第36条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定短時間型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

第6章 第1号介護予防支援事業

(第1号介護予防支援事業の基本方針)

第71条 第1号介護予防支援事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 第1号介護予防支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される第1号訪問事業又は第1号通所事業が特定の種類又は事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 第1号介護予防支援事業者は、その事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の第1号介護予防支援事業者等、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 第1号介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 第1号介護予防支援事業者は第1号介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第72条 第1号介護予防支援事業者は、その事業を行う事業所（以下「第1号介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の第1号介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の第1号介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第73条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、第1号介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該第1号介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該第1号介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第74条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第81条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防ケアマネジメントが第71条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の第1号訪問事業又は第1号通所事業を行う者を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 第1号介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（当該第1号介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該第1号介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 第1号介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 第1号介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定す

る重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、第1号介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる記録用の媒体に記録する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第1号介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その使用する電磁的方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

7 前項の規定による承諾を得た第1号介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第75条 第1号介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 第1号介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第76条 第1号介護予防支援事業者は、提供した第1号介護予防支援について第91条の規定により読み替えて準用する第20条第2項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した第1号介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第77条 第1号介護予防支援事業者は、毎月、本市（法第115条の45の3第6項の規定により同条第5項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防ケアマネジメントにおいて位置付けられている第1号訪問事業又は第1号通所事業のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防ケアマネジメント等の書類の交付)

第78条 第1号介護予防支援事業者は、第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用している利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防ケアマネジメント及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する本市への通知)

第79条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに第1号事業支給費の支給の対象となるサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって第1号訪問事業又は第1号通所事業を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第80条 第1号介護予防支援事業所の管理者は、当該第1号介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、第1号介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 第1号介護予防支援事業所の管理者は、当該第1号介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第81条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 第1号介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第82条 第1号介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な第1号介護予防支援を提供できるよう、第1号介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援事業所ごとに、当該第1号介護予防支援事業所の担当職員によって第1号介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 第1号介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 第1号介護予防支援事業者は、適切な第1号介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第82条の2 第1号介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する第1号介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 第1号介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(設備及び備品等)

第83条 第1号介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、第1号介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第84条 第1号介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第84条の2 第1号介護予防支援事業者は、当該第1号介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該第1号介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該第1号介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該第1号介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業所からの利益収受の禁止等)

第85条 第1号介護予防支援事業者及び第1号介護予防支援事業所の管理者は、介護予防ケアマネジメントの作成又は変更に関し、当該第1号介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 第1号介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防ケアマネジメントの作成又は変更に関し、利用者に対して特定の第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 第1号介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防ケアマネジメントの作成又は変更に関し、利用者に対して特定の第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第86条 第1号介護予防支援事業者は、自ら提供した第1号介護予防支援又は自らが介護予防ケアマネジメントに位置付けた第1号訪問事業又は第1号通所事業に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 第1号介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 第1号介護予防支援事業者は、自ら提供した第1号介護予防支援に関し、第3条の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 4 第1号介護予防支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。
- 5 第1号介護予防支援事業者は、自らが介護予防ケアマネジメントに位置付けた第1号訪問事業又は第1号通所事業に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した第1号介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 第1号介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(記録の整備)

第87条 第1号介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 第1号介護予防支援事業者は、利用者に対する第1号介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該第1号介護予防支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第90条第14号に規定する第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した第1号介護予防支援台帳
 - ア 介護予防ケアマネジメント
 - イ 第90条第7号のアセスメントの結果の記録

ウ 第90条第9号のサービス担当者会議の記録

エ 第90条第15号の規定による評価の結果の記録

オ 第90条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第79条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 前条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第88条 第9条、第10条、第11条第1項、第18条、第20条第2項、第30条から第32条まで、第36条、第36条の2、第37条、第39条及び第42条の2の規定は、第1号介護予防支援事業について準用する。この場合において、第10条中「当該利用申込者に係る第1号介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の指定予防給付型訪問サービス事業者等」とあるのは「他の第1号介護予防支援事業者」と、第11条第1項中「有効期間又は事業対象者（省令第140条の62の4第2号に規定する者をいう。以下同じ。）であるかどうか」とあるのは「有効期間」と、第18条及び第30条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「当該第1号介護予防支援事業所の担当職員」と、第20条第2項中「第1号事業支給費用基準額」とあるのは「第1号事業支給費の額」と、第30条第1項中「第26条」とあるのは「第81条」と、第31条中「従業者」とあるのは「担当職員その他の従業者」と、第36条第1項中「当該利用者の家族、当該利用者に係る第1号介護予防支援事業者等」とあるのは「当該利用者の家族等」と読み替えるものとする。

(第1号介護予防支援の基本取扱方針)

第89条 第1号介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防ケアマネジメントを策定しなければならない。

3 第1号介護予防支援事業者は、自らその提供する第1号介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(第1号介護予防支援の具体的取扱方針)

第90条 第1号介護予防支援の方針は、第71条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 第1号介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防ケアマネジメントの作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 第1号介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 担当職員は、介護予防ケアマネジメントの作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に第1号訪問事業又は第1号通

所事業の利用が行われるようにしなければならない。

- (4) 担当職員は、介護予防ケアマネジメントの作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、第1号訪問事業又は第1号通所事業以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防ケアマネジメント上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防ケアマネジメントの作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防ケアマネジメントの作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアマネジメントの原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を第1号訪問事業又は第1号通所事業の担当者（以下この条において単に「担当者」という。）と共有するとともに、介護予防ケアマネジメントの原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防ケアマネジメントの原案に位置付けた第1号訪問事業又は第1号通所事業について、第1号事業支給費の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防ケアマネジメントの原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- (1 1) 担当職員は、介護予防ケアマネジメントを作成した際には、当該介護予防ケアマネジメントを利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (1 2) 担当職員は、介護予防ケアマネジメントに位置付けた第1号訪問事業又は第1号通所事業の指定事業者に対して、予防給付型訪問サービス計画等（予防給付型訪問サービス計画、生活支援型訪問サービス計画、予防給付型通所サービス計画又は短時間型通所サービス計画をいう。次号において同じ。）の提出を求めるものとする。
- (1 3) 担当職員は、第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者に対して、介護予防ケアマネジメントに基づき、予防給付型訪問サービス計画等の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (1 4) 担当職員は、介護予防ケアマネジメントの作成後、介護予防ケアマネジメントの実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防ケアマネジメントの変更、第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (1 4) の2 担当職員は、第1号訪問事業又は第1号通所事業を行う者から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (1 5) 担当職員は、介護予防ケアマネジメントに位置つけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (1 6) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。
- イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、第1号通所事業の事業所を訪問する等の方法により利用者面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (1 7) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防ケアマネジメントの変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合
- イ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

- (18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防ケアマネジメントの変更について準用する。
- (19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防ケアマネジメントの作成等の援助を行うものとする。
- (21) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (22) 第1号介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(第1号介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第91条 第1号介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な第1号事業支給費の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防ケアマネジメントの策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の第4条第4項、第36条の2及び第71条第5項（第46条、第61条、第70条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、第26条及び第81条（第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務計画の策定等に係る経過措置）

3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の第28条の2及び第82条の2（第46条、第61条及び第70条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の第29条第3項及び第84条の2（第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の第53条第3項（第70条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。